

# 九州新幹線（福岡～佐賀～長崎）建設促進期成会規約

## （名称）

第1条 本会は、九州新幹線（福岡～佐賀～長崎）建設促進期成会（以下「期成会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 期成会は、西九州地域の開発、経済、文化の発展および住民の福祉の向上を図るために、福岡～佐賀～長崎間に高速鉄道の建設を促進することを目的とする。

## （事業）

第3条 期成会は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

## （会員）

第4条 期成会の会員は、福岡県、佐賀県、長崎県の関係団体及び経済界の代表をもって構成する。

## （役員）

第5条 期成会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

理事 若干名

監事 若干名

2 役員は、総会において選出する。

## （役員の職務）

第6条 会長は、期成会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、期成会の運営を行う。

4 監事は、期成会の会計監査を行う。

## （顧問、参与）

第7条 期成会に顧問、参与を置くことができる。

## （会議）

第8条 期成会に総会、理事会および幹事会を置き、会長が招集する。

(総会)

第9条 総会は重要事項を審議決定する。

(理事会)

第10条 理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 予算および決算に関すること。
- (2) 期成会の運営に関すること。

(幹事会)

第11条 幹事会は、総会、理事会、その他期成会の事業促進に関する協議を行う。

(定足数)

第12条 総会、理事会及び幹事会は、構成員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第13条 総会、理事会及び幹事会の議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第14条 期成会の経費は、分担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 期成会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第15条 期成会が目的を達成して解散する場合は、総会にはかり決定する。

(剰余金・欠損金)

第16条 本会が解散するときの収支決算において、剰余金が生じたときは、総会の議決を経て、協議のうえ構成団体で精算するものとする。

また、欠損金が生じたときは、総会で協議のうえ、これを処理する。

(事務局)

第17条 期成会の事務を処理するため、会長が所属する県の企画担当部局に事務局を置く。

2 期成会に、事務局長および事務局員を置く。

3 事務局長および事務局員は、会長が任命する。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、期成会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則 この規約は、昭和45年4月24日から施行する。

附則 この規約は、平成24年11月19日から施行する。

令和2年度における本期成会規約第18条に基づく事項は次のとおりとし、令和2年4月1日から適用する。

1. 第5条関係

令和 年度役員は、別紙のとおりとする。

2. 第10条関係

理事会の開催が困難な場合は、幹事をもって理事会に替えることができる。

3. 第11条関係

幹事会の構成は、福岡県企画・地域振興部交通政策課、佐賀県地域交流部交通政策課、長崎県地域振興部新幹線対策課とする。

4. 第14条関係

会計処理は、翌年の4月30日までに完了する。

5. 第17条関係

事務局は、長崎県地域振興部新幹線対策課に置き、課長を事務局長とする。